

「ぷちリス」では、食品衛生に関する情報、食品安全監視センターからの御案内等、様々な情報を発信しています。

\*\*\* INDEX \*\*\*\*

- 1 滋賀県緊急事態措置（第3期＝9/13～30）に係る協力金の申請手続きについて
- 2 食品関係事業者向け「～景品表示法および食品表示法の基礎知識～」の御案内

\*\*\*\*\*

=====

- 1 滋賀県緊急事態措置（第3期：9月13日から9月30日まで）に係る協力金の申請手続きについて

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/321251.html>

申請受付期間は令和3年10月31日（日）23:59 までですので、対象の事業者の皆様は、内容をご確認いただき期日までにご申請ください

- 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323（開設時間：平日 9:00～17:00）

- まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344（開設時間：平日 9:00～17:00）

=====

=====

## 2 食品関係事業者向け「～景品表示法および食品表示法の基礎知識～」の御案内

令和3年10月28日（木）に滋賀県庁にて、表示をテーマとした講座が開催されます。  
参加費は無料ですので、ぜひご利用ください。

[日 時] 令和3年10月28日（木） 10:00～12:00（受付9:30～）

[会 場] 滋賀県庁 新館7階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。

[対 象] 滋賀県内で 食品関係の事業を行う事業者 および 関心のある消費者

[定 員] 75人（事前申込み先着順）※定員に達し参加いただけない場合は、御連絡します。

[参加費] 無料

[内 容] ● 食品表示法の基礎知識 ① 《生活衛生課 食の安全推進室》  
● 食品表示法の基礎知識 ② 《食のブランド推進課》  
● 景品表示法の「表示」の基礎知識（景品を除く） 《県民活動生活課》

※内容は都合により変更する場合があります。

[申込方法] 令和3年10月21日（木）までに、  
メール または F A X でお申し込みください。  
（※お電話での申込の受付は行いません）

[あて先] ● メール [shohi@pref.shiga.lg.jp](mailto:shohi@pref.shiga.lg.jp)

● F A X 077-528-4840

（本メールに添付しております参加申込書に記載し、送付してください。）

滋賀県のホームページにも掲載しております

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/shouhiseikatsu/321434.html>

[主 催] 滋賀県

[問合せ先] 滋賀県 県民活動生活課 消費生活・安全なまちづくり係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 T E L 077-528-3412

=====

◆-----◆  
食品安全監視センターの所在地・連絡先

〒520-0834

滋賀県大津市御殿浜13番45号（滋賀県衛生科学センター内）

TEL : 077-531-0248

FAX : 077-537-8633

Email : [shokuhin@pref.shiga.lg.jp](mailto:shokuhin@pref.shiga.lg.jp)

（「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」のファイルを添付して送信いただく際、古いVer.のWord文書・Excel文書（拡張子\*.doc、\*.xls等）は滋賀県のセキュリティシステムで自動的に削除されてしまいますので、ファイルの種類（拡張子）が「\*.docx（Word文書）」、「\*.xlsx（Excelブック）」であるファイルをご送信願います。）

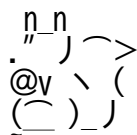
《交通案内》

JR石山駅北口下車 徒歩10分

京阪電車石山坂本線栗津駅下車 徒歩5分

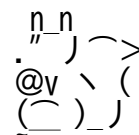
☆食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、  
滋賀県ホームページの食の安全情報にアクセスしてください。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/>

☆「ぷちリス」バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載しています。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/300257.html>



食品安全監視センター通信

ぷちリス



## 食品関係事業者向け講座

### ～景品表示法および食品表示法の基礎知識～

滋賀県内の食品関係の事業を行う事業者 および 関心のある消費者の方 を対象に景品表示法（表示のみ、景品を除く）および食品表示法の基本的な知識を学んでいただく講座を開催します。ぜひ御参加ください。

[日 時] 令和3年10月28日（木） 10:00～12:00（受付9:30～）

[会 場] 滋賀県庁 新館7階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。

[対 象] 滋賀県内で食品関係の事業を行う事業者 および 関心のある消費者

[定 員] 75人（事前申込み先着順）※定員に達し参加いただけない場合は、御連絡します。

[参加費] 無料

[内 容] ● 食品表示法の基礎知識 ① 《生活衛生課 食の安全推進室》  
● 食品表示法の基礎知識 ② 《食のブランド推進課》  
● 景品表示法の「表示」の基礎知識（景品を除く） 《県民活動生活課》

※ 内容は都合により変更する場合があります。

[申込方法] 令和3年10月21日（木）までに、次の①～⑥を記載の上、  
メール または FAX でお申し込みください。  
（※お電話での申込の受付は行いません）

- メール [shohi@pref.shiga.lg.jp](mailto:shohi@pref.shiga.lg.jp)
- FAX 077-528-4840（参加申込書に記載してください。）  
①氏名（ふりがな） ②事業者名 ③事業者の所在する市町  
④電話番号 ⑤メールアドレス または FAX番号  
⑥事前質問（ある場合）※全ての質問にはお答えできませんので御了承ください。  
※消費者（事業者以外）の方は、②・③の記載は不要です。

[注意事項] ● 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、検温の御協力、手指消毒をお願いします。  
● 咳や発熱等、体調不良が認められる場合は参加の自粛を願います。  
● 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により開催を中止する場合があります。

[主 催] 滋賀県

[問合せ先] 滋賀県 県民活動生活課 消費生活・安全なまちづくり係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-3412

# 参加申込書

## 食品関係事業者向け講座

～景品表示法および食品表示法の基礎知識～（10月28日）

(ふりがな)		
① 参加者氏名		
② 事業所名 (消費者は記載不要)		参加優先順位
③ 所在する市町 (消費者は記載不要)		
④ 電話番号		
⑤ メールアドレス または FAX番号		
⑥ 事前質問	● 質問事項があれば御記入ください。	

- 参加優先順位について  
同一事業所から複数名申し込みをする場合は御記入下さい。
- 事前質問について  
質問内容や当日の進行状況により、全ての質問に対して回答できない場合があります。  
また、既に行っている表示や講座の内容にそぐわない質問についても回答できません。  
あらかじめ御了承ください。
- 申込みによって取得した個人情報は、当講座の実施に関する業務にのみ使用します。

[申込方法] 令和3年10月21日(木)までに、上記①～⑥を記載の上、  
メール または FAX でお申し込みください。

- メール shohi@pref.shiga.lg.jp
- FAX 077-528-4840

[問合せ先] 滋賀県 県民活動生活課 消費生活・安全なまちづくり係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-3412